

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年6月1日)

[件名]

- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る意見募集結果について
(危機管理政策課) … 2
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第2報）
(原子力安全対策課) … 4
- 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に基づく立入調査等運用網領の締結
(原子力安全対策課) … 5
- 島根原子力発電所構内での火災に係る報告及び立入調査並びに偽造身分証明書による不正入構
(原子力安全対策課) … 8
- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果について
(原子力安全対策課) … 10
- 令和4年度第1回鳥取県原子力安全顧問会議の開催について
(原子力安全対策課) … 12
- 鳥取県原子力安全顧問の自己申告について
(原子力安全対策課) … 13
- 人形峠環境技術センターで発生した火災（焦げ跡）に係る現地確認等について
(原子力安全対策課) … 16

危機管理局

**鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る
意見募集結果について**

令和4年6月1日
危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、「鳥取県地域防災計画」を策定しています。

このたび、令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴う避難情報の変更等のほか、本県にも影響のあった令和3年12月からの大雪など、近年の災害に係る教訓や課題等を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正案を作成し、4月26日から5月9日にかけてパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントで寄せられた意見の内容及び県の考え方は次のとおりです。

- 1 意見募集の期間 4月26日（火）から5月9日（月）まで
- 2 意見総数（応募者数） 4件（2名）
- 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>（津波監視） 津波の監視について、沿岸地域各市町村において「安全を確保した上で」海面の状態を監視するとなっており、人の目で監視することを前提にされていると考える。 人命尊重の観点から、人間による監視ではなく、モニターカメラを使用した監視を行うべき。市町村、総合事務所、県の間で相互に監視でき、停電でも耐えられるシステム設計をお願いする。</p>	<p>【計画に盛り込み済】 （災害予防編 第3部情報通信広報計画） （災害応急対策編 第3部情報通信広報計画） 津波の監視については、必ずしも人の眼により行うことを意図しているものではなく、モニターカメラの使用等も含め、監視者の安全確保に万全を期して行うこととしており、引き続き津波の早期発見に資する安全な監視体制の整備に努めます。</p>
2	<p>（震災対策） 被害想定対象地震に「山崎断層帯北西部」、「那岐山断層帯」を加えてほしい。 また、「想定地震の震源断層位置」の図に那岐山断層帯を加えてほしい。</p>	<p>【意見に対する考え方】 （震災対策編 第1部災害予防計画） 被害想定対象地震や震源断層の位置については、「鳥取県地震・津波被害想定検討調査」の結果に基づき、本県への影響度合いや想定被害の程度を勘案して記載しています。 今後、新たな知見が示される等により当該調査の見直しを行う際に、必要に応じてご指摘の断層についても専門家のご意見をお聴きしながら検討します。</p>
3	<p>（地区防災計画） 地区防災計画の作成推進を働きかけてほしい。 また、消防団からも地区防災計画の作成推進や、地域防災の強化をお願いする。</p>	<p>【計画に盛り込み済】 （災害予防編 第1部総則） 県地域防災計画では、住民等からの地区防災計画の計画提案の процедуру市町村地域防災計画に記載するよう定めており、住民等による主体的な取組が進むよう、引き続き市町村と連携して啓発等に努めていきます。 また、消防団については、初期消火や残火処理、住民の避難誘導など、地域防災力の中核として、これらの役割を十分に果たしていただくことが地域防災力の充実強化につながるものと考えています。</p>

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	<p>(消防団)</p> <p>現在の消防団の操法大会は、消火訓練ではなく、大会のための訓練になっており、若手団員の負担になっている。</p> <p>鳥取県でも操法大会への出場を取りやめ、総合避難訓練など、地域の防災力の充実強化に繋がる活動にシフトしていくべき。</p>	<p>【意見に対する考え方】</p> <p>県消防操法大会及びその訓練は、火災現場の最前線で迅速、的確かつ安全に活動するため必要なものと考えます。</p> <p>一方、大会を過度に意識した訓練は団員の負担にもなることから、本来の主旨を見失わないよう、大会・訓練の在り方検討も含め、消防団の活動がより良いものとなるよう、市町村と一緒に適切な大会運営に努めていきます。</p>

4 今後の予定

地域防災計画の修正案については、6月下旬に開催予定の県防災会議において審議される予定です。

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第2報）

令和4年6月1日

原子力安全対策課

令和3年9月15日に発電用原子炉設置変更許可を受けた島根原子力発電所2号機（以下「島根2号機」という。）における原子力規制委員会による審査等の状況は次のとおりです。

1 審査

（1）工事計画認可申請の審査

5月25日に中国電力は、平成25年12月25日に申請した島根2号機の工事計画（詳細設計）の4回目の補正書を原子力規制委員会へ提出した。今回の補正の内容は、令和3年3月28日の3回目の補正書提出後に取りまとめた設備の詳細設計に関する耐震計算書や強度計算書等を追加するもの。今後、7月、9月及び12月に補正をする予定。

<島根2号機における審査の経緯>

日付	主な動き
H25.12.25	原子炉設置変更許可申請、工事計画認可申請、保安規定変更認可申請
R3.9.15	原子炉設置変更許可（審査合格）
R3.10.1	工事計画認可申請書の1回目の補正書提出
R3.12.22	工事計画認可申請書の2回目の補正書提出
R4.3.28	工事計画認可申請書の3回目の補正書提出
R4.5.25	工事計画認可申請書の4回目の補正書提出

（2）保安規定変更認可申請の審査

平成25年12月25日に原子炉設置変更許可や工事計画認可と同時に申請されたが、現在まで審査は行われていない。

2 安全対策工事

中国電力は令和3年10月1日に工事完了時期の1年延期を公表し、令和4年度内の工事完了としている。現在は、防波壁の補強工事やアクセスルートの改良工事を行っている。

3 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備

平成28年7月4日に申請（令和4年2月28日に一部補正）した特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備について、4回目の審査会合が非公開で5月24日に行われた。

※ 特定重大事故等対処施設はテロ対策を目的としたバックアップ設備であり、島根2号機本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内の完成が必要。

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に基づく 立入調査等運用綱領の締結

令和4年6月1日

原子力安全対策課

4月28日に鳥取県、米子市及び境港市で、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づく立入調査等運用綱領の締結を行いました。4月8日に改定した安全協定に基づく立入調査及び措置要求について、適正かつ円滑に行使するために運用上のルールを定めたものです。

1 日時 4月28日（木）午前9時～午前9時15分

2 場所 第3応接室 ウェブ方式

3 出席者 知事、米子市長、境港市長

4 主な内容

（立入調査）

- ① 県が安全協定第11条に基づく立入調査を行う際は、米子市及び境港市もこれに同行して立ち入り確認をする。
- ② 米子市及び境港市が、運営要綱第8条に基づき、中国電力株式会社に対して直接意見を提出する場合は、事前に県に連絡する。

（措置要求）

- ① 立入調査の結果、特別な措置を講ずる必要があると認める場合において、県が米子市及び境港市に意見聴取の上、実施する。
- ② 措置要求の内容は、県が米子市及び境港市の意見を踏まえ、決定する。
- ③ 県、米子市及び境港市の意見が異なる場合は、3者が協議を行い、県は米子市及び境港市の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- ④ 県の措置要求に対する中国電力株式会社の処置方針について、県は、米子市及び境港市に連絡する。

【添付資料】

添付1 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に基づく立入調査等運用綱領

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に基づく
立入調査等運用綱領

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）及び境港市（以下「丙」という。）は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づいて実施する立入調査及び措置要求の運用に当たって、次のとおり了解するものとする。

1 目的

本綱領は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保のため、安全協定に基づく立入調査及び措置要求を適正かつ円滑に行使することを目的とする。

2 立入調査

- (1) 甲が安全協定第 11 条に基づく立入調査を行う際は、乙及び丙もこれに同行して立ち入り確認するものとする。
- (2) 乙及び丙が、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の運営要綱第 8 条に基づき、中国電力株式会社に対して直接意見を提出する場合は、事前に甲に連絡するものとする。

3 適切な措置の要求

- (1) 安全協定第 12 条に基づく措置要求は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合において、甲が乙及び丙に意見聴取の上、実施するものとする。
- (2) 措置要求の内容は、甲が乙及び丙の意見を踏まえ、決定するものとする。
- (3) 措置要求の実施及び内容について、甲、乙及び丙の意見が異なる場合は、甲、乙及び丙が協議を行い、甲は乙及び丙の考えをよく理解し、誠意をもって対応するものとする。
- (4) 甲の措置要求に対する中国電力株式会社の処置方針について、甲は、乙及び丙に連絡するものとする。

4 その他

この綱領に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この綱領締結の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和4年4月28日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県
鳥取県知事 平 井 伸 治

乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地
米子市
米子市長 伊 木 隆 司

丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地
境港市
境港市長 伊 達 憲 太 郎

島根原子力発電所構内での火災に係る報告及び立入調査並びに偽造身分証明書による不正入構

令和4年6月1日

原子力安全対策課

4月26日に中国電力から、島根原子力発電所管理事務所（管理区域外）で昨年5月18日に発生したバッテリー火災の原因及び再発防止対策について県に報告がありました。県では、原因調査、再発防止対策の策定及びその実施状況を確認するため、安全協定改定後初となる立入調査を5月19日に実施しました。米子市と境港市は、安全協定に基づく立入調査等運用綱領に基づいて県に同行しました。

また、5月10日、一時立入者が有効期限を書き換えた公的身分証明書を使用して島根原子力発電所に入構する事象が発生しました。県では、5月13日に中国電力から事象について報告を受けるとともに、原因究明と再発防止対策の取りまとめ等の申入れを行いました。

なお、当事案による発電所の安全性に影響はありません。

1 発電所構内で発生した火災に係る報告及び立入調査

(1) 再発防止対策等の報告

ア 日時 4月26日（火）15:00～15:20

イ 場所 危機管理局長室

ウ 出席者 中国電力株式会社 鳥取支社副支社長 福本 紳二
危機管理局長 水中進一

エ 報告内容

(ア) 原因: 消防署とメーカーによる調査から内部短絡による異常発熱が火災の原因と推定。また、経年劣化が確認された。

(イ) 再発防止対策

- ・ 外観点検: 打痕等の外傷の有無を確認（6か月ごと）
- ・ 交換周期の設定: メーカー推奨の使用回数（充電・放電回数）を基に設定
- ・ 点検の強化: バッテリーの経年劣化の程度を判断するための点検を追加
- ・ 劣化時の措置の設定: 劣化の兆候が確認されたバッテリーはすぐに使用を停止し、そのバッテリーと同時期に購入したバッテリーを速やかに点検
- ・ 社員教育: リチウムイオンバッテリーの火災リスクに関する教育の実施

(2) 立入調査

ア 日時 5月19日（木）13:35～17:15

イ 場所 島根原子力発電所

ウ 確認者 鳥取県(原子力安全対策課、西部総合事務所職員)3名、米子市1名、境港市1名

エ 対応者 中国電力株式会社 岩崎島根原子力発電所長ほか

オ 調査結果

4月26日に報告のあった火災の原因及び再発防止対策の根拠となる書類及び記録の確認、関係者への聞取、現状のバッテリー保管状況を現場で確認し、消防署とメーカーの報告に基づいて原因調査が行われていること、原因を踏まえて再発防止対策が策定され、適正に実施されていることを確認した。

カ 今後の対応 1か月を目途に調査結果を取りまとめて概要を公開する予定。

(参考) 火災の事案概要

- (1) 発生日時 令和3年5月18日(火) 19:30頃
- (2) 発生状況 管理事務所2号館2階情報室(管理区域外)で社員が発煙を発見。直ちに消火活動を行うとともに消防へ通報。到着した消防が20:05に鎮火確認。
- (3) 影響の有無 負傷者なし。汚染・被ばくなし。プラント及び外部への放射能の影響なし。
- (4) 県の対応 令和3年5月18日 火災当日、米子市、境港市と合同で現地確認を実施した。
 - 5月19日 中国電力から報告を受け、安全確保の徹底を申入れた。
 - 6月9日 中国電力から当面の安全措置の報告を受けた。
- 令和4年4月26日 中国電力から原因及び再発防止対策について報告を受けた。
 - 5月19日 安全協定改定後初となる立入調査を実施した。

2 偽造身分証明書による不正入構

(1) 県への報告

- ア 日時 5月13日(金) 15:00~15:10
- イ 場所 危機管理局長室
- ウ 出席者 中国電力株式会社 電源事業本部島根原子力本部 担当部長 吉岡孝司
危機管理局長 水中進一

エ 聞き取り内容(事象概要) *5月13日に中国電力公表

○5月10日、島根原子力発電所において、協力会社から業務の依頼を受けた一時立入者*が内容を書き換えた公的身分証明書を使用し、同発電所構内に入域する事象が発生した。

※発電所構内への常時立入許可証を交付されておらず、鳥の巣の撤去作業の下見のため入域。

○島根原子力発電所に一時立入として入域する際は、事前に申請した上で公的身分証明書を用いた本人確認を実施し入域することとしている。この度の事象は、当該者が公的身分証明書の有効期限を自ら書き換えて使用し、入域したものの。

○本人確認は実施しており、構内において不審な行為は確認されていないことから、発電所の安全性に影響はない。

○当社としては、発電所における核物質防護対策の確実な実施に努めていく。

オ 申入れ事項

○規制当局の指示に従い、核セキュリティ対策の徹底、原因究明と再発防止対策の取りまとめ、住民への説明を尽くすこと。

(2) 知事コメント(5月13日)

立入に際しての公的身分証明書を偽造したというセキュリティ上の不適切事案であり、誠に遺憾である。

中国電力には、核セキュリティの重要性を認識し、規制当局の指示に真摯に従い、原因究明と再発防止策の徹底を求める。

原子力規制庁には、中国電力への徹底した検査と指導監督による再発防止対策を求める。

(3) 今後の対応

○核セキュリティ事案であることから、原子力規制庁による検査及び指導監督の状況について確認していく。

○中国電力による原因究明と再発防止対策の取りまとめ状況について確認していく。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果について

令和4年6月1日
原子力安全対策課

原子力防災訓練の教訓や県の取組み、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、鳥取県原子力安全顧問への意見照会と県民へのパブリックコメントを実施したところ、合計6件の意見等がありました。

- 1 意見募集の期間 4月26日（火）から5月9日（月）まで
- 2 意見総数 6件（原子力安全顧問からの意見6件、県民からの意見0件）
- 3 意見等の内容とそれに対する県の考え方

（1）原子力安全顧問からの意見

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	<p>（文言の適正化） 国道431号と県道47号米子境港線を接続する道路の記載について、「建設された」が重複するなど表現に課題がある。 また、「(1)地形」よりは「(3)その他」にあった方が良く思う。</p>	<p>【計画に記載】 「国道431号と県道47号米子境港線を接続する肋骨道路の建設が進められ、避難の融通性が向上している。」に修正のうえ、(3)その他に記載しました。</p>
2	<p>（新型コロナウイルス対策） 役割分担として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下における感染疑いのある避難者のスクリーニングや分散避難が可能な避難所の設置を市町村や医師会、福祉保健部の欄に追記しておく必要はないか。 （地域防災計画には「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長」が追記されている。）</p>	<p>【計画に記載】 県庁の各部局等に「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」を追加し、その所掌事務に「新型コロナウイルス感染症対策に関すること」と記載しました。 なお、避難退域時検査や避難所設置は、県や市町の役割となります。</p>
3	<p>（新型コロナウイルス対策） 放射性物質の除染作業に合わせて避難者の健康チェックを入れておく必要はないか。 （感染症については【鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）】に詳しく書かれているので良しとしても良いのだろうか）</p>	<p>【ご意見に対して】 新型コロナウイルス等感染症流行下における避難退域時検査会場における健康確認等については、避難計画や地域防災計画において記載する整理としています。 （考え方） 避難退域時検査の実施に併せ健康確認等を実施し、健康確認書（検温、健康状態の確認結果の記載）を交付すること等としています。</p>
4	<p>（問い合わせ窓口の開設） 問い合わせに対する相談窓口について、鳥取県原子力防災アプリの活用を盛り込んでも良いように思う。</p>	<p>【計画に記載】 相談窓口の開設について、原子力防災アプリ等の多様な手段を用いて住民へ情報提供を行うことを追記しました。</p>
5	<p>（武力攻撃事態等における対応） 以下は感想だが、当初のテロだけでなく国家による本格的な攻撃を想定すると、空自が展開する米子鬼太郎空港への同時攻撃も想定され、境港と米子が分断される可能性もある。その際の境港からの避難は船を活用することになるのかもしれない。そうでない場合にも、船による避難という選択肢も想定しておく方が良いように思う。</p>	<p>【ご意見に対して】 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等においては、自家用車・バスによる避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けています。</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
6	<p>（避難行動要支援者の避難） 概要資料の項目の順序は、福島の教訓を反映するという意味では、国の防災計画対応が最も重要ではないかと感じている。概要資料の記載の順序を変える必要はないが、福島の原子力災害で多くの人命の失われた避難行動要支援者にかかわる避難計画、避難の意思決定の方法などについて今後検討を重ねていただければと思う。</p>	<p>【ご意見に対して】 避難行動要支援者にかかわる避難計画や避難の意思決定の方法などについて、市や県の関係部局と連携し、引き続き検討を重ね充実化を図って参ります。</p>

（２）県民からの意見

意見の応募なし

4 今後の予定

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案については、6月に開催する鳥取県防災会議において審議される予定です。

令和4年度第1回鳥取県原子力安全顧問会議の開催について

令和4年6月1日
原子力安全対策課

県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の修正案、並びに本県の放射線モニタリングの実施状況等について、専門的な観点から審議、確認いただくことを目的として、次のとおり原子力安全顧問会議を開催しました。

1 開催日時 5月23日（月）午後1時～午後2時15分

2 開催場所 県庁災害対策本部室 ※Web会議

3 出席者

(1) 県原子力安全顧問（17名中15名出席）

（占部顧問、遠藤顧問、藤川顧問、甲斐顧問、神谷顧問、片岡顧問、北田顧問、牟田顧問、望月顧問、吉橋顧問、佐々木顧問、香川顧問、西田顧問、河野顧問、梅本顧問）

(2) 知事、危機管理局長、原子力安全監督官、原子力防災訓練推進官、モニタリング専門官、原子力安全対策課、原子力環境センター 他

(3) 中国電力（長谷川島根原子力本部副本部長、藪根鳥取支社長、吉川電源事業本部担当部長）

(4) オブザーバー（米子市、境港市、三朝町、県関係課 他）

4 議題等と主な意見

(1) 議題

①県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の修正案

了承された（訓練の教訓や新たな知見等を踏まえた継続的な改善がなされているなど、一定の実効性が認められると評価）。

<主な意見>

○訓練で得られた教訓、防災基本計画、原子力災害対策指針の改定内容の反映のほか、新型コロナウイルス対応、中国電力との安全協定の改定等、現状に即した修正内容となっていると評価。

○今後も訓練の実施・検証と計画修正というPDCAサイクルを回して継続的に実効性を高めていくこと、避難計画の普及啓発や防災訓練への住民参加等により、県民理解を進めること。

②令和3年度平常時モニタリング測定結果

了承された（測定結果より環境への影響は認められないと評価）。

<主な意見>

○測定結果が概ね平常の変動幅に入り、原子力施設による環境への影響は認められないと評価。

○平常の変動幅の表現の仕方を工夫していただきたい。

③令和4年度平常時モニタリング測定計画案

了承された（計画の測定内容で十分であると評価）。

<主な意見>

○原子力災害対策指針補足参考資料の改訂を踏まえて、今後、国と調整していただきたい。

④原子力防災対策（令和3年度結果、令和4年度予定）

了承された（非常に良くできていると評価）。

<主な意見>

○計画の実効性を高めていくには、設備の整備を進めるだけでなく、実践できる人材育成が重要であり、今後も訓練と検証を繰り返すこと。

(2) 報告事項

①島根原子力発電所2号機の後段規制に対する県の対応方針（原子力安全対策課説明）

<主な意見>

○顧問会議としても、各専門分野から助言を行っていくこととする。

②島根原子力発電所1号機の廃止措置の実施状況（中国電力説明）

<主な意見>

○顧問会議としても、実施状況の安全性、実効性を確認していくため、中国電力には引き続き適切な説明をお願いしたい。

鳥取県原子力安全顧問の自己申告について

令和4年6月1日
原子力安全対策課

本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置しています。

この度、鳥取県原子力安全顧問設置要綱に基づき、委嘱中の全顧問から自己申告書の提出を受けて、顧問の中立性及び公平性について確認しました。

1 確認の内容

- (1) 令和3年度中における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附の状況
- (2) 令和3年度中における顧問の所属する研究室等を卒業した学生の原子力事業者等※への就職状況

※原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。

2 確認の結果

各顧問から提出された自己申告書をもって、全顧問について、中立性及び公平性が確保されていることを確認しました。

（詳細は別紙「鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容」のとおり）

【参考】鳥取県原子力安全顧問設置要綱（抜粋）

（顧問の委嘱手続等）

第5条

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書を毎年4月30日までに提出するよう求める。

(1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

(2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

参考：鳥取県原子力安全顧問一覧

鳥取県原子力安全顧問

(令和4年4月1日現在、分野内は五十音順)

分野	専門分野	顧問名	所属・役職
環境 モニタリング	放射線計測・防護	うらべ かつまさ 占部 逸正	福山大学・名誉教授
	環境放射能	えんどう さとる 遠藤 暁	広島大学・教授
	放射能環境変動	ふじかわ ようこ 藤川 陽子	京都大学複合原子力科学研究所・准教授
放射線 影響評価	線量評価(内部被ばく)	か い みちあき 甲斐 倫明	日本文理大学・教授
	緊急被ばく医療	かみや けんじ 神谷 研二	広島大学・副学長・特任教授
	救急医学、被ばく医療	とみなが たかこ 富永 隆子	量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門放射線医学研究所 放射線緊急事態対応部・被ばく医療グループリーダー
	放射線治療	よしだ けんじ 吉田 賢史	鳥取大学医学部附属病院・教授
原子炉工学	原子力工学	かたおか いさお 片岡 勲	大阪大学名誉教授 原子力安全システム研究所・技術システム研究所長
	原子炉物理	きただ たかのり 北田 孝典	大阪大学・教授
	原子力工学	む た ひとし 牟田 仁	東京都市大学・准教授
	熱加工力学、材料力学	もちつき まさひと 望月 正人	大阪大学・教授
	原子力工学	よしはし さちこ 吉橋 幸子	名古屋大学・准教授
放射性廃棄物	核燃料サイクル	さ さ き たかゆき 佐々木 隆之	京都大学・教授
地震関係	強震動、震源断層	かがわ たかお 香川 敬生	鳥取大学・教授
	地震活動・震源メカニズム	にしだ りょうへい 西田 良平	鳥取大学・名誉教授
地下水・ 地盤対策	地盤工学	こうの まさのり 河野 勝宣	鳥取大学・准教授
原子力防災	都市・地域防災学	うめもと みちたか 梅本 通孝	筑波大学・准教授

任期 令和2年10月17日～令和4年10月16日

鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容

令和4年6月1日
原子力安全対策課

顧問氏名		占部 逸正	遠藤 暁	藤川 陽子	甲斐 倫明	神谷 研二	富永 隆子	吉田 賢史	片岡 勲	北田 孝典	牟田 仁	望月 正人	吉橋 幸子	佐々木 隆之	香川 敬生	西田 良平	河野 勝宣	梅本 通孝	
欠 格 要 件	①委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他従業員であったか	調査対象外 (委嘱の都度調査。事由該当の場合、顧問が知事に辞職を申し出)																	
	②委嘱日直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、若しくは使用人その他従業員であったか																		
	③委嘱日前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として年間50万円以上の報酬等を受領していた者であったか																		
情 報 公 開 事 項	④委嘱日前直近3年間に、委員の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及び寄附金額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
	⑤委嘱日前直近3年間に、委員の研究及び所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数	なし	あり ・東京電力 ホールディングス(1名)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり ・関西電力(1名) ・原子燃料工業(1名) ・電源開発(1名) ・日本原子力研究開発機構(1名)	あり ・原電エンジニアリング(1名) ・東京電力ホールディングス(2名) ・東電設計(1名)	なし	あり ・関西電力(1名)	あり ・日立製作所(1名) ・三菱重工(1名)	なし	なし	あり ・中国電力(1名)	なし	

※④、⑤の申告期間については、令和3年4月1日～令和4年3月31日までとなります。

原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう

人形峠環境技術センターで発生した火災（焦げ跡）に係る現地確認等について

令和4年6月1日
原子力安全対策課

1 濃縮工学施設で発生した火災（焦げ跡）に係る現地確認

令和3年11月29日に人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）の濃縮工学施設部品検査室（管理区域）で発生した火災（焦げ跡）について、センターが原因及び再発防止策を公表したことをふまえ、県では5月24日にセンターから報告を受け、再発防止策の徹底等を申し入れました。

また、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定第10条第1項に基づく現地確認を5月26日に三朝町と合同で行い、再発防止策の実施状況及び現場の処置状況を確認しました。

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定（抜粋）
（現地確認等）
第10条 甲（鳥取県）又は乙（三朝町）は、この協定の施行に必要な限度において、丙（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）に報告を求め、又はその職員にセンターの現地確認をさせることができるものとする。

（1）県への報告

- ①日 時 5月24日（火）15時～15時30分
- ②報告者 人形峠環境技術センター副所長 稲野辺 亘 他
- ③対応者 鳥取県危機管理局長 水中 進一
- ④報告内容 火災の原因、再発防止策
- ⑤申入内容 再発防止策の徹底、三朝町への説明

（2）現地確認

- ①日 時 5月26日（木）10時30分～11時45分
- ②場 所 人形峠環境技術センター
- ③確認者 鳥取県（原子力安全対策課）3名、三朝町1名
- ④対応者 人形峠環境技術センター廃止措置推進課長 大橋裕介 他
- ⑤確認内容 報告を受けたとおり現場ではケーブルの保護等の改善が行われ、また、電気機器各種の適切な使用、管理方法に係る再発防止策がとられていることを確認した。



（焦げ跡のついた漏電遮断器）

（3）今後の対応

現地確認の結果は内容の検討を行い、1カ月以内を目途にとりまとめ、公開する。引き続き、再発防止策の実施状況等について注視する。

〔参考〕事案概要

- （1）発生日時 令和3年11月29日（月）15時5分頃
- （2）発生場所 人形峠環境技術センター 濃縮工学施設 部品検査室（管理区域）
- （3）事故分類 火災（焦げ跡のみ）
- （4）事故状況 けが人なし、被ばくなし、環境への影響なし
- （5）事案経過
 - 15：05 焦げ跡の発見（火、煙なし）
 - 15：19 公設消防へ連絡
 - 15：29 県への第一報
 - 16：20 公設消防が濃縮工学施設に到着
 - 16：27 公設消防が火災（事後聞知火災）と判断。同時に鎮火を確認
- （6）これまでの経緯
 - 令和3年11月30日 現地確認（1回目）
 - 12月1日 常任委員会報告（事案発生、現地確認結果について）
県への報告（危機管理局長対応）
 - 令和4年5月19日 センターが原因及び再発防止策を公表
 - 5月24日 県への報告（原因及び再発防止策）
 - 5月26日 現地確認（2回目）

2 ウラン濃縮施設における査察用封印の毀損

令和4年3月17日、センターのウラン濃縮施設に保管されている六フッ化ウランが充填されたシリンダ（鋼鉄製容器）のバルブカバーに取り付けられた原子力規制委員会の査察用封印^{*}のワイヤーが切れていることが、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）による査察時に確認された事案について、5月25日の原子力規制委員会で、原子炉等規制法に基づく法令報告に対する評価について報告されました。

※六フッ化ウランに対する査察結果の継続性を担保するため、シリンダにIAEAと原子力規制委員会の2つの封印がワイヤーを用いて取り付けられている。

（1）原子力規制委員会の原子炉等規制法に基づく法令報告に対する評価（5月25日）

原子力規制庁は、令和3年度に発生したセンターウラン濃縮施設における査察用封印の毀損について、当該原子力事業者等から原子炉等規制法第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第29項の規定に基づき報告された原因、対策等について確認し、妥当なものであると評価した。

また、今回毀損した封印は日本側のものであり、IAEA側の封印は健全であったことから、IAEAによる保障措置活動に影響を与える事象ではないと判断した。

（2）今後の対応 査察用封印の検査状況及びセンターの再発防止策の実施状況等を注視する。

〔参考〕事案概要

令和4年3月17日、IAEAによるウラン濃縮施設に保管されている六フッ化ウランが充填されたシリンダに取り付けられたIAEAの査察用封印の交換終了後、IAEAから原子力規制委員会の封印のワイヤーが切れていることがセンターに報告された。

- （1）発見日時 令和4年3月17日（木）11時55分頃
- （2）発生場所 人形峠環境技術センター 濃縮工学施設
- （3）これまでの経緯

4月15日 日本原子力研究開発機構が原因及び再発防止策を原子力規制委員会へ報告

4月19日 県への報告（危機管理局長対応）

4月21日 常任委員会報告（事案発生について）

○原因分析

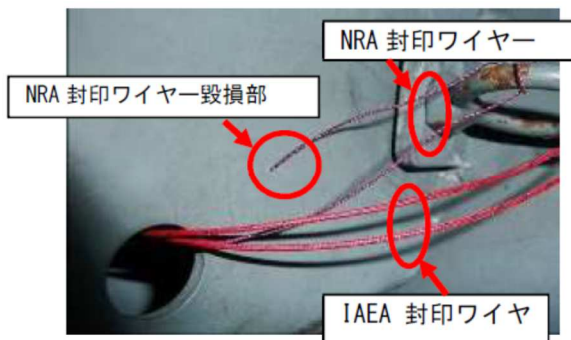
・ニッパ等の切断工具により切断されたことが特定できたが、切断した者や時期を特定することはできなかった。また、不法侵入はなかった。

○再発防止策等

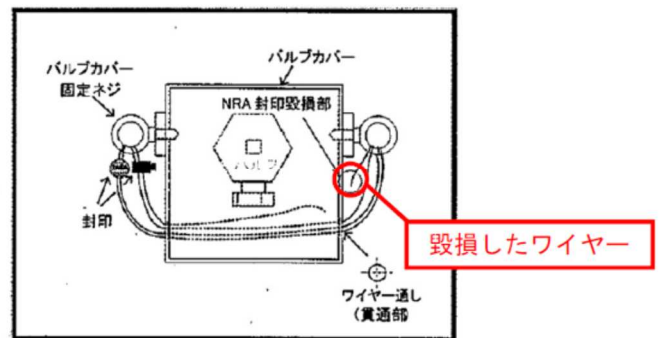
・ニッパ等の切断工具の管理を徹底する。（保管場所、管理要領の改訂、従業員教育）

・封印交換前後に封印の健全性を確認する。（査察対応要領の改正）

5月25日 原子力規制庁が原子力規制委員会報告



（毀損した査察用封印）



（封印設置及び毀損の状況）